

「南砺市消防団条例の一部改正（案）」についてのパブリックコメントの結果と市の回答

令和5年2月8日（水）から令和5年2月17日（金）にかけて実施した、「南砺市消防団条例の一部改正（案）」についてのパブリックコメントにおいて、期間中に2件の（2人）のご意見をいただきました。

いただいたご意見の内容と市の回答は次のとおりです。

受付番号	ご意見の内容	市の回答及び対応
1	<p>1) 定員改正の根拠は？</p> <p>2) 現行の第8条の2（1）の削除により、入団当初は第5条の要件を満たしていた方が、その後、第5条を満たさなくなった場合はどうなるのか。</p>	<p>1) 条例定数については、各分団に令和5年4月1日の団員予定数を聞き取り集計し、消防団の方面団長以上会議で確認のうえ条例定数としています。</p> <p>2) 掲載したデータに錯誤がございました。第8条の2第1項につきましては、ただし書きのみ削除致します。</p> <p>第8条の2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。第5条第1項第1号に掲げる要件を欠くに至ったとき。ただし、本市に隣接する市村に居住し、(略)、この限りではない。」</p> <p>結果として、付則の期限に基づき令和11年4月1日に失職することとなります。</p>
2	<p>火事は急に起こり、一番先に初期消火が必要になります。常備消防の体制がしっかりした体制であればよいが、現在、今後も手薄となっていくのではないか。その中で、人口も減っていき消防団も当然減っていく中、早急に適正化の意見を求めるのは如何なものか？</p>	<p>ご指摘の観点は、県内一円や、全国的にも同様となっています。その危惧に対する定数や装備の配備を、市内の公平性を確保し、全体として県内でも高い水準であることを消防団で確認いただき計画的に適正化を進めているものです。</p> <p>尚、初期消火は地元の消火栓ボックスの資機材による自主防災組織の取組が重要であることもご理解をお願いします。</p>